

障がい福祉サービス一覧と解説

- 下記のサービス一覧は、アンケート調査票の、問19、20、22の回答にご利用ください。
(調査票の回答欄に、該当する①～③のサービス番号を記入してください)
- 下記のサービスは、障害者総合支援法によるサービスと、県・市町村による地域生活支援事業、児童福祉法による障がい支援サービスです。
- 左端の欄「加茂市の有無」には、各種サービスのうち、加茂市内に事業所があるサービスは○印、無いサービスは×印で示しています。[令和5年9月時点]

加茂市 の有無	【サービス番号】と サービスの種類	内 容
○	① 居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが訪問して、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービス
×	② 重度訪問介護	重い障害があり常に介護が必要な方に、ホームヘルパーが訪問して、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行うサービス
○	③ 同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービス
○	④ 行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービス
×	⑤ 重度障害者包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要の度合いがとてまたか高い方に、居宅介護などをまとめて提供するサービス
○	⑥ 施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障がい者に対し、入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行うサービス
○	⑦ 短期入所 (ショートステイ)	在宅の障がい者(児)を介護する方が病気の場合などに、障がい者(児)が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービス
×	⑧ 療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供するサービス
○	⑨ 生活介護	常に介護を必要とする方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービス

×	⑩ 自立生活援助 じりつせいいかつえんじょ	ひとり暮らしに必要な理解力、生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な手助けを行うサービス
○	⑪ 共同生活援助 (グループホーム) きょうどうせいいかつえんじょ	夜間や休日、共同生活を行う住宅で、相談や日常生活上の援助を行うサービス
×	⑫ 自立訓練(機能訓練、生活訓練) じりつくんれん きのうくんれん せいいかつくんれん	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービス
×	⑬ 就労移行支援 しゅうろういこうしえん	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービス
×	⑭ 就労定着支援 しゅうろうていちゃくしえん	通常の事業所で働いている方に、就労を伴う生活面の課題に対応するサービス
○	⑮ 就労継続支援 (A型、B型) しゅうろうけいぞくしえん えーがた びーがた	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ A型事業所＝雇用契約を結んで実施 ▪ B型事業所＝雇用契約を結ばずに実施
○	⑯ 計画相談支援 けいかくそうだんしえん	サービス等利用計画案の作成や、事業者等と連絡調整を行うほか、利用状況の確認を行うサービス
○	⑰ 地域移行支援 ちいきいこうしえん	施設や精神科病院に入所・入院している人に対し、住まいの確保や、地域での生活に移行するための活動に関する相談、福祉サービス事業者等への同行を行うサービス
○	⑱ 地域定着支援 ちいきていちゃくしえん	常に連絡体制を確保し、障がいの特性による緊急事態の相談や、サービス事業所との連絡調整を支援するサービス
×	⑲ 児童発達支援 じどうはったつしえん	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービス
×	⑳ 医療型児童発達支援 いりょうがたじどうはったつしえん	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービス
○	㉑ 放課後等 デイサービス ほうかごとう	学校の授業終了後や休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービス

○	②② 障がい児相談支援	障がい児の通所支援に関する計画案の作成や、事業者との連絡調整を行うサービス
×	②③ 居宅訪問型児童支援	重度の障害などにより外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービス
×	②④ 保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービス
×	②⑤ 福祉型児童入所施設	障がい児入所施設に入所する障がい児に対して、保護・日常生活の指導や知識の付与を行うサービス
×	②⑥ 医療型児童入所施設	障害児入所施設や指定医療機関に入所などをする障がい児に対して、保護・日常生活の指導や知識の付与、治療を行うサービス
地域生活支援事業（市町村と都道府県が独自に行うサービス）		
○	②⑦ 基本相談支援	日常生活上の困りごとから将来への不安まで、障がい者本人や家族の相談を受け付け、助言、情報提供、連絡調整等を行うサービス
○	②⑧ 成年後見制度利用支援	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に保護、支援するための成年後見制度について、手続きや費用負担を支援する制度
○	②⑨ 日常生活用具給付	在宅で暮らす障がい者（児）の日常生活を支えるための用具を給付するサービス
○	③⑩ 移動支援	屋外での移動が困難な障がい者（児）を対象に、ヘルパーが付き添い、外出したときの安全を守る支援を行うサービス
○	③⑪ 日中一時支援	障がい者（児）を施設などで、日帰りで一時的に預かり、見守り等の支援を行うサービス
○	③⑫ 地域活動支援センター（市内＝やまびこ作業所）	通常の事業所で働くことが困難な方が通い、創作的活動や生産活動を行い、地域社会との交流の機会を促進する場と機会の提供を行うサービス
×	③⑬ 訪問入浴	重度の身体障がい者（児）を対象に、巡回入浴車を派遣し、自宅での入浴支援を行うサービス

この用紙は、返信用封筒には入れないでください